

〔所内研究発表会発表要旨〕

如来像における着衣の検討

研究生 久保田 綾

仏教彫刻史の研究では、仏像の制作年代、作者、特色などを検討するために、仏像の姿、形を詳しく記述する必要がある。なかでも、衣の形とその着方についての記述は重要である。仏像が着ける衣の名称および着方の研究は、一九六〇年代から次第に詳しくなり、それにとまない衣の名称が変化し、着方はより詳細に記述する傾向にある。例えば如来、菩薩像が下半身に着ける衣は現在裙と呼ばれているが、かつてそれは裳と呼ばれていた。現在では、さらにその裙の打ち合わせの位置と、右前、左前の打ち合わせ方についても具体的に記述されている。このような仏像の衣とその着方について、今回は如来像を中心に、現在使われている用語の成り立ちと変遷を確認し、この問題の重要性について考えてみたい。

如来像の左肩にかける衣は、一九六〇—八〇年頃には大衣または法衣と呼ばれ、一九八〇年代以降袈裟または衲衣と呼ばれるようになったと思われる。袈裟について鈴木敬三氏は「裏を加えた有文織物の絹製を衲衣」(『国史大辞典』)と、袈裟のうちのひとつに衲衣があるとしている。また吉村怜氏は衲衣を袈裟の別称としている(『日本古代仏像の着

衣とその名称—袈裟・僧祇支・裙・右袒衫・直裰・横帔—(『佛敎藝術』三〇五号、二〇〇九年)、他同氏関連論文)。現在は左肩に吊り紐、左胸と背に鏝があらわされていると袈裟、それがないものを衲衣と呼ぶ傾向が見られる。

衲衣を偏袒右肩または右肩に少しかけて着ける時、右肩から右腕にもう一枚の衣を着ける仏像がある。一九七〇年の逸見梅栄氏の説以降、偏袒と呼ばれることが多かった(『仏像の形式』一九七〇年)。その後、この衣を吉村氏、光森正士氏は僧祇支と呼び(光森正士・岡田健『仏像彫刻の鑑賞基礎知識』一九九三年)、岩井共二氏は覆肩衣としている(『研究ノート—仏像の服制と「偏袒」をめぐる諸問題—(『美術史論集』十三号、一九九五年)、『望月佛敎大辞典』「僧祇支」項には僧祇支と覆肩衣を同一とする説(義浄訳『根本説一切有部百一羯磨』)、別物とする説(道宣撰『四分律行事鈔』巻下)があるなど、明確な定義はみられない。従来偏袒と呼ばれていた衣は、一九九〇年代以降に覆肩衣と呼ばれるようになり、二〇〇〇年代以降に定着した様子がみられる。

また、衲衣の下に着ける衣を現在は內衣と呼ばれることが多いが、以前は僧祇支と呼ばれることが多かった。光森氏はこれを偏袒と呼び、岩井氏は助身衣、吉村氏は僧祇支または右袒衫(造語)を提唱していて、明確な答えは出ていない。

以上のように如来像の着衣の研究をふりかえると、イン

ドに起こり、中国、朝鮮半島を経由して仏像が導入された日本には情報が多く、いつの時代の何の史料を典拠とするのかによって、衣の名称は変わってしまうようである。

今後は菩薩、天部などの衣の名称の成り立ちを検討したい。

『法然上人伝法絵』の思想信仰

— 『善導寺本』における清水寺の観音・阿弥陀・

大日如来の同体信仰を手がかりに—

研究員 平間 尚子

本発表では、『法然上人伝法絵』（以下、『伝法絵』）の転写本である『善導寺本』巻第二にある清水寺の観音と仁和寺入道法親王が同詠した和歌とその絵の描写場面をとりあげ、そこに読み取ることのできる思想・信仰に迫ってみた。結論から述べると、この和歌の背景には、「観音〓阿弥陀仏〓大日如来」という同体信仰がある、との考察結果に至った。

「観音・阿弥陀・法華経・毘盧遮那（〓大日如来）」の同体信仰については、先学の指摘に導かれながら、空海の『法華経密号』『法華経開題』『讀岐典侍日記』『沙石集』『法華経鷲林拾葉抄』に、その好例を確認した。

そして、その同体信仰に従えば、『伝法絵』中に詠まれた清水寺における和歌の背後にある思想は、「清水の観音の瀧は、大日如来の智慧の水であり、この寺に参詣する功德は転じて、阿弥陀如来の極楽に生まれることができる」という思想となる。したがって、「仏と入道親王が同詠した和歌」の背景には、「観音・阿弥陀・法華経・毘盧遮那（〓大日如来）」の同体信仰が認められるといえよう。

また、『伝法絵』（『善導寺本』）が、同体信仰を和歌に詠

んだ意味についての考察もくわえた。その結果、当時の清水寺の観音の智水を詠じた一首を作中にくわえた『伝法絵』作者の知識には、同体信仰があったとなるう。

以上が本論の概要となるが、最後に、拙論の考察結果で明らかになった諸点を含めまとめると、次のようになるう。

一、『伝法絵』（『善導寺本』）作者は、和歌に精通し、『伝法絵』の構成に援用できる人物である。

二、『伝法絵』（『善導寺本』）作者は、「靈山同聴法華」をはじめとする天台浄土教の思想に精通している。

三、清水寺の仏が、夢で仁和寺入道法親王と同詠した和歌には、「観音〓阿弥陀〓大日如来〓法華経」という密教によって醸成された同体信仰がみとめられる。そこには、清水寺の観音を中心とした信仰にとどまらず、法然の説法を機縁として、阿弥陀仏（念仏）信仰の隆盛を語り、ひいては『宝篋印陀羅尼経』に説かれる後生極楽にも通じていることを述べた。

以上の三点をさらに要約すると、『伝法絵』作者は、和歌をはじめとする文学的知識に通じ、天台浄土教や台密の教義にも精通している人物となるう。そのように考えると、『三密の法勝』^①「密学第一」^②とも評価され、歌僧としての活躍がみとめられる、二尊院湛空上人の可能性が浮上してくる。本拙論の結果は、『伝法絵』の作者論にも通ずることも指摘しておきたい。なお、和歌を詠んだ場面には、対応する絵画があることも注目すべき点として付言してお

きたい。

注

(1) 『法然上人行状絵図』、『法然上人伝全集』法然上人伝全集刊行会、昭和五年三版所収) 二七三頁

(2) 『鎮流祖伝』、『浄土宗全書』第十七卷、山喜房仏書林、昭和四六年所収) 四三九頁

袁術と劉表の郊祀をめぐる

研究生 上條 駿

天子が国都の郊外で天地を祭る郊祀は、中国の皇帝制度における天子の特権的な祭祀である。同時に、即位儀礼としての性格も有し、皇帝権力確立の一翼を担った。こうしたことから、天子以外のものがおこなう郊祀には、既存の王朝からの独立アピールという、政治的性格があるものとも認識されてきた。本報告では、後漢末期の袁術と劉表による郊祀について検討し、三国期につながる祭祀と皇帝権力の関係を再考するための基礎的な考察をおこなった。

まず、両者の郊祀について概観した。袁術の郊祀は、仲王朝の諸制度の整備と平行しておこなわれた。このため、郊祀が王朝を形成する要素として不可欠なものであったことは確認できる。一方、劉表の郊祀について、後漢王朝側は袁術の即位と同様の非礼として認識していた。また、劉表が乘輿、社稷など、他の特権的儀礼を擬制していた様子もみえる。このため、郊祀は、あくまでそうした特権的儀礼の一部として考える必要がある。一方、孔融は、劉表の郊祀による影響が全土に波及する恐れがあることから、これを後漢王朝が公に批判するべきではないことを説いた。このことから、政治的アピールとしての効果は、郊祀単体では効果が限定的であった可能性

がうかがえる。

次に、後漢一代を通しての郊祀と即位儀礼との関係性から、袁術と劉表の郊祀の位置付けをおこなった。即位に際して天地を祭るという行為は、両漢交替期には一般的ではなかった。むしろ、凶讖による予言から即位、という流れが多く、光武帝はそうした即位儀礼の中に、儒家的儀礼である郊祀を組み込むことで、即位儀礼を体系化したものと考えられる。こうした経緯を経て、袁術、劉表の郊祀も、即位の事実を問わず非礼とされ、王朝への謀叛と看做されることとなった。

即位に際しての天地祭祀は、光武帝期以降、郊祀の形式を取り入れることで、儒家的な祭祀体系へと包摂されたものと考えられる。これによって、郊祀は即位の象徴としての性格を強めてはいくが、郊祀固有の政治的性格は、他の特権的儀礼の中で相対化された。他方、袁術と劉表は、後漢王朝から離脱し、地域支配を確立する施策の一環として郊祀をおこなった。このことは、それぞれの地域支配が、後漢王朝によって与えられた官職を根拠とする支配から、後漢王朝を離れた固有の支配への移行を求められた、ということを示唆する。今後は、こうした支配構造の転換という側面を視野に入れつつ、郊祀をはじめとした祭祀儀礼全般の持つ多様な役割を精査する必要があるものと考えられる。同様のことは、続く三国期から魏晋南北朝における儀礼の変遷についても同様で

あるといえる。とりわけ、王朝儀礼の中に仏教、道教の要素が取り入れられていくことは、大きな問題となることが想定されるため、今後の課題としたい。

『諸宗階級』にみる新義真言宗の出家について

研究生 加瀬 丈舜

『諸宗階級』は『続々群書類従』第十二に収録されており、享和元年（一八〇一）から翌二年にかけて諸宗の寺院が神社奉行に提出した書上を集めたものである。その内容は諸宗派の僧侶の経歴から修行内容・昇進の次第、衣体の違いなどが記載されている。宗派によって記載の分量の差はあるものの、同時代の諸宗派を研究する際の基本的史料であるといえる。本書に先行するとされている史料として『諸宗僧侶階級』が存在する。これは『祠曹雜識』巻四十七に収録されているもので、その成立年代は不明である。『祠曹雜識』は天保五年（一八三四）の成立とされている。内容は天保以前のものであり、禪宗の部に正徳三年（一七二二）の記載があり、これ以降のものだと考えられる。宇高良哲氏の研究論文によれば、両者の収録宗派は『諸宗階級』の方が多く、記載内容も充実している。発表者はこの両史料に収録されている新義真言宗における出家のルールに注目して比較検討した。

『諸宗階級』における記載

新義真言宗出家成立最初を両本山の轉昇進迄之次第
(中略)

先幼少之児童を貫讀、出家取立之節、專其種性を撰

び、筆結革雪駄等下職商売いたし候者之悴并猿樂神子世渡衆山伏百姓町家ニおいても、至而下輩なるもの、随而五体不具足之者、縦令如何様ニ出家懇望仕候、迎も出家ニ不仕候、又武家方ニ於て出家望み仁有し之時ハ、別而其由緒を糺し候上に而、領主或者地頭等、
ゐ篤と駈合之上貫請候事ニ御座候、(後略)

始めには三業度人の制度から、当時に至るまでの歴史を記述し、次に出家取立の次第が書かれている。この書上の中に出家を望んでも受け入れられない人々に関しての記述がある。いくつかの職業と下層の身分階層に属する人々、身体障害者を対象にあげている。このような、出家する際に種々のハードルを設けて特定の間を排除することを佐々木閑氏は『出家とはなにか』の中で遮法と紹介しているが、他宗派に較べると、新義真言宗の遮法は詳細であり具体的である。このような記述は先行の『諸宗僧侶階級』には見られない。

『諸宗階級』が編纂された時期は、江戸時代の三大改革の一つである寛政の直後である。徳川幕府はその成立当初より、仏教教団に対して厳しい管理統制政策を続けてきた。寛政の改革の中には風紀対策や身分制度に関する政策も含まれており、新義真言宗の書上にも少なからず影響を与えたのではないかと思われる。寛政期の全国の本末帳によれば、新義真言宗寺院の地域別分布は実に関東が約六十四パーセントと高く、幕府の膝元である江戸とその周

辺に集中していたことがわかる。記述されている職業も大都市に多く、寛政の改革に含まれる厳しい身分統制の政策に、他宗派よりも配慮を必要としたのではないかと考察するが、あくまで断片的な事実からの推測であり、今後の研究課題としたい。

『悲出現と称する修習念誦儀軌』における
「降三世」について

研究員 木村 美保

『悲出現と称する修習念誦儀軌 (Karunodaya-nama-bhavana-japa-vidhi 以下 KU とする)』は、『金剛頂經 (真実撰經 *Sarvatathāgata tattvasaṅgraha nāma-nalākyaṅgusūtra* 以下 TS とする)』に基づいた修習念誦儀軌である。五相成身觀や行者の身体にマンダラを布置する前段階として、修習を行う場所を結界し(①概)、マンダラを布置する場所としての行者の身体を清浄にする箇所(②金剛輪③召罪④摧罪)がある。尊格の名は具体的には書かれていないが、その箇所で見られる尊格は、TS「降三世品」の「降三世(明王(以下「明王」省略))」を思わせるものである。そこで、本発表においては、①④において觀想される尊格を「降三世」と同定できるかどうかについての検証をする。

KU の該当本文と TS の本文の箇所を対応させたところ、①結界については、教勅マンダラの概の真言 (§1265) マンダラを布置する場所として行者の身体を清浄にする②金剛輪の箇所は、同じく教勅マンダラの金剛輪 (§1280) の真言が対応した。

③召罪の部分は、TS の金剛微細智の部分に該当する。具体的な瞑想の方法は、TS には対応する箇所を見出すことができないが、『金剛頂タントラ (*Vajrasekharamahāgūhya-*

yogatantra 以下 VS とする)』の「忿怒秘密印マンダラ (降三世三摩耶会)」に相似している箇所を見出した。

④摧罪の部分は、悉地智の四種印智 (§916) と地獄等諸悪趣衆降伏 (§837-843) の部分が対応している。また、KU 本文中に「自身が金剛吽伽羅の身であると觀想し、降三世印あるいは金剛帝哩帝哩印にて加持する」とある。

このように①②③④を通して、真言はほぼ TS の「降三世品」と共通するものであり、瞑想内容は TS の「降三世品」と共通するものや VS の「降三世三昧耶会」からであり、いずれも「降三世品」との関連がみられる。したがって、①②③④の箇所で見られる尊格は「降三世」であると思われる。

KU の本文中に「罪惡の身体を一語 (*hum*) にて恐れさせ震えさせ消散させる」「惡趣に赴こうとする有情に対して器を具えた〔マンダラ〕に印入し、罪を引き裂く印言をともなうて一切の障礙から離れさせる」と①②③④に見られる觀想や印や真言が用いられた目的が説かれている。行者の修習を行う場所の障礙を払い行者の身体を清浄にすることは勿論であるが、降三世印を結び金剛吽伽羅の身であると觀想することによって、惡趣の有情をマンダラに引入する「降三世」となることが、行者が自身の身体にマンダラを布置する前段階として行われた。これは「降三世」という尊格に、障礙や罪過を離れさせるのを期待し修習に取り入れられたのではないかと推測する。

七聖における阿羅漢の一考察

研究生 倉松 崇忠

七聖とは七補特伽羅とも呼ばれ、一切の聖者(有学と無学)を機根や解脱のあり方によつて分類したものであり、①随信行、②随法、③信解、④見至、⑤身証、⑥慧解脱、⑦俱解脱の七種類であるとされる。ここでは阿羅漢を解脱の視点から慧解脱(煩惱障のみを解脱した阿羅漢)と俱解脱(煩惱障と解脱障の二障を解脱した阿羅漢)の二つに分類する。

しかし、阿羅漢の分類に関しては、各阿毘達磨論書において違いがみられる。説一切有部(以下有部)の初期の論書である『集異門足論』では七聖と同じく阿羅漢を解脱の視点から分類するだけで、機根の視点から阿羅漢が分類されることはない。次に『大毘婆沙論』と『俱舍論』では七聖という分類に基づきつとも、さらに阿羅漢を機根の視点から時解脱(鈍根の阿羅漢)と不時解脱(利根の阿羅漢)に分類する。最後に『阿毘曇心論』『阿毘曇心論経』『雜阿毘曇心論』では七聖という分類が消え、機根に基づき有学と無学の分類を再構成している。

次に、このような違いが生じた理由であるが、阿羅漢退不退論における立場の違いが影響したと考えられる。阿羅漢退不退論とは、六度悟るも病気により六度退転した喬底迦比丘が七度目に悟った時に退転を恐れ自害したという伝説を巡って、阿羅漢には退転があるのかないのかという問

題を論じるものである。『俱舍論』などの記述によれば有部は、利根の阿羅漢である不時解脱は不退であるが、鈍根の阿羅漢である時解脱は有退であるとする。対して、大衆部と経部は阿羅漢の退を認めない。さらに経部では時解脱は阿羅漢ではないと主張する。

『集異門足論』では、阿羅漢を機根で分類することがないことから、初期の阿毘達磨では、阿羅漢の退不退の問題はあまり重視されていなかったと考えられる。次に『大毘婆沙論』では阿羅漢の分類に機根の分類が加わる。その理由として『大毘婆沙論』が著される頃には部派間で阿羅漢の退不退の論争が盛んになり、阿羅漢の機根が問題となつたからと考えられる。最後に『俱舍論』および『阿毘曇心論』等が著される段階では、阿羅漢の退不退を認めるか認めないかによつて記述が分かれる。『俱舍論』の著者である世親は、経部の立場から阿羅漢の退を認めず、なおかつ時解脱を阿羅漢と認めない。よつて七聖の分類をそのまま採用する。一方の『阿毘曇心論』等の論書は有部の立場に立ち、阿羅漢の機根によつては退転する場合があるとする。よつて、阿羅漢の機根を考慮しない七聖を、一切の聖者を分類するものとしては不相当としたと考えられる。そこで七聖の分類を採用せずに、機根による分類を中心に再構成したと考えられる。

廬山寺本『選択集』の撰述状況について

研究生 春本 龍彬

法然上人（以下、敬称省略）の主著『選択集』の草稿本が廬山寺本『選択集』（以下、「廬山寺本」）である。

「廬山寺本」は本文に口述筆記の痕跡が遺されていることから、執筆役の門弟が法然の口述を筆記していく所謂、口述筆記のスタイルによって撰述されたと言われる。ただし、「廬山寺本」より時代的に先行する法然遺文に対して「廬山寺本」を撰述する際に参照した原資料の存在が求められるので、口述筆記は「廬山寺本」撰述以前に行われた講説や説法場で用いられた覚書のようなもの、或いは日頃の修学によって作成された筆記帳のようなものなどを組み合わせたながら実施されたと指摘されている。

しかし、このように撰述時の状況が明らかになりつつある一方で①最初に製作された『選択集』は仮名本であったという言及を考慮した検討、および②法然の考えを書き留めたものだとされる四種類の『往生要集』諸釈書（以下、「四釈書」）を含めた手控えの詳細な考究は未だに行われていないようである。そこで上記の二点に関して若干の考察を加えた。

まず①についてである。

寛政二年（一七九〇）に大津西栄寺の致敬了教によって開版された西栄寺版『選択集』（以下、「西栄寺版」）には「仮名

書本。（最初ノ製作也。後由二月輪禪ノ閣ノ請ニ改テ為漢文ト云。○不レ伝。）と記されている。もし以上の事柄が事実であるならば、「廬山寺本」は仮名書を真名書へと変換しながら撰述された『選択集』であると結論付けることも可能となる。また「西栄寺版」では「○不レ伝。」となつているが、養鶴徹定氏は『祖蹟跋文』において「○又ノ所ノ呈二月輪兼実公一本、今尚在九条殿砂村ノ文庫。所謂假字。…」と述べている。

ところが管見の限り、「西栄寺版」と同内容の記事は室町時代中期以降に編纂されたと推定される『正源明義鈔』、並びに江戸時代中期の頃に完成した空慧の『選択集商量鈔』などに確認出来る程度である。加えて、『九条家砂川邸文庫入目録』にも『選択集』の項目は登載されていない。

したがって、最初に仮名本が造られたという説は『選択集』諸本の整理が進む中、『正源明義鈔』系統の伝記を起点として展開された一つの見解に他ならないのであり、現時点では「廬山寺本」は口述筆記によって撰述されたと受け止める方が妥当であるように思える。

続いて②についてである。

「四釈書」と「廬山寺本」における『往生要集』や『往生礼讃』の引用箇所が幾つか共通しており、「四釈書」の時点で使用された要文集のようなものが「廬山寺本」撰述時にも活用されたと察せられる。

とはいえ、「四釈書」の説示は『逆修説法』のそれほど「廬

「山寺本」の内容に近似している訳ではないため、要集浄土教時代に成立し、重要な情報が記述されていた資料は、必要に応じて適宜用いられる程度であつたと考えられる。

今後とも「廬山寺本」の撰述状況をめぐっては慎重に探究していきたい。

【付記】紙面の都合上、脚注は省略した。詳細は別稿を期したい。